平成２３年（フ）第１２０５３号
神奈川県藤沢市亀井野２丁目13―４　ファミール湘南Ｃ202
債務者　永井　博子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０５４号
東京都立川市柏町４丁目14―14―101
債務者　多田　真澄
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０５９号
東京都江東区亀戸３丁目１―10―301
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０６０号
東京都板橋区小茂根４丁目21―13―102
債務者　角井美智子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０６４号
東京都練馬区高松６丁目11―11―202
債務者　渡邉友希江（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０６５号
東京都豊島区目白４丁目30―７―202
債務者　本田清一郎
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０６８号
東京都台東区千束１丁目18―14―402
債務者　本山　秀男
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０７５号
東京都豊島区長崎１丁目22―14―208
債務者　小平　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０７９号
東京都東久留米市中央町５丁目６―27―403
債務者　林田　惠之
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０８０号
東京都江戸川区松島３丁目40―17　佐藤方
債務者　濱田かおり
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０８５号
東京都江東区北砂３丁目７―７―203
債務者　川瀬　定三
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０８６号
東京都練馬区向山４丁目４―28―101
債務者　渋谷英利子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０９９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑206―24―202
債務者　野中　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１００号
東京都荒川区荒川３丁目73―２―301
債務者　佐藤　隆志
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部